**平成２７年３月２３日**

**庁舎管理課**

**２０１５年度　用度分会要求書への回答について**

|  |  |
| --- | --- |
| **要　求　項　目** | **回　　　　　　答** |
| **１．従前からの労使慣行を尊重し、労働条件の改変については事前協議制を遵守し、遅滞なく協議を行い、一方的実施は行わないこと。**  **２．アウトソーシングや施設の新改築に伴い勤務・労働条件に変更が生じる場合には、事前に協議を行うこと。**  **３．労働基準法第３６条の趣旨を遵守し、時間外勤務の縮減を図ること。**  **４．退職者の速やかな補充を行うなど、職員の勤務・労働条件の低下を招くことが**  **ないよう努めること。**  **５．各職場の業務量、業務内容に見合った人員配置を行うなど、職員の勤務・労働**  **条件の低下を招くことがないよう努めること。**  **６．機構改革等を反映させた庁舎配置図やフロアーレイアウト図等は速やかに提**  **供すること。**  **７．本庁舎、咲洲庁舎の制震、耐震等の工事に関わる情報は速やかに提供すること。**  **８．本庁舎、咲洲庁舎の緊急時の避難体制を整備するため、関係部局への指導、働**  **きかけを強化するなど職員の安全等を確保すること。**  **９．防犯カメラの運用にあたっては、防犯上の目的以外に使用しないなど、勤務・**  **労働条件の低下を招くことのないよう努めること。**  **10． 職場環境については関係法令を遵守するとともに、その都度、改善を図るなど、**  **勤務・労働条件を確保すること。** | **１．皆様方との良き労使関係につきましては、今後とも維持してまいりたいと考えております。今後とも、勤務労働条件に関わるものにつきましては、十分な協議のうえ実施してまいります。**  **２．アウトソーシングや施設の新改築により勤務労働条件に変更が生じる場合には**  **皆様方と十分協議してまいります。**  **３．平成１７年度から年間３６０時間の時間外命令の上限規制を導入するとともに、平成２１年度から午後９時までに執務室消灯などもおこなっており、次長会議において定期的に時間外勤務実績の報告と一層の取組みを要請するなど、時間外勤務の縮減に取り組んでいるところです。**  **４．今後とも適正な勤務労働条件の確保に向けて取り組んでまいります。**    **５．今後とも適正な勤務労働条件の確保に向けて取り組んでまいります。**    **６．今後とも適宜適切に情報の提供を行ってまいります。**  **７．今後とも適宜適切に情報の提供を行ってまいります。**  **８．緊急時避難体制の確保については、大阪府本庁舎防火防災管理要綱に基づき、守衛職員を中心に、「実動訓練」を含む緊急事態対応訓練を定期的に実施しているところです。**  **なお、２３年度から守衛職員全員を対象に「自衛消防業務講習」「防火管理者講習」を受講し、防災対策の知識習得に努め、庁舎内における緊急時対応の徹底に向けた体制づくりに努めています。**  **今後とも、防災対策の強化に向けて、恒常的な訓練の取組み体制を強化しながら「各種防災対策研修」や「総合防災訓練」を実施し、「守衛行動指針」に基づいた安全な庁舎管理体制を確立し、職員の安全確保に努めます**。  **９．防犯カメラは「大阪府本庁舎防犯カメラ管理要綱」に基づき、適切な運用を行っ**  **ており、今後とも防犯上の目的以外で使用することはありません。**  **10． 引き続き法令等の定めを遵守し、職場環境の保持・改善に努めてまいります。** |